

松山市長 野 志 克 仁

松山市賃上げ応援奨励金給付要綱をここに公布する。

記

松山市賃上げ応援奨励金給付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の中小企業等が人手不足、物価高騰等の影響により厳しい経営を強い
られている状況の中、労働者の生活水準の維持、人材確保等のために賃上げを行う市内
の中小企業等に対し、予算の範囲内において、松山市賃上げ応援奨励金（以下「奨励金
」という。）を給付する。

2 奨励金の給付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（
昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第15
4号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当
する者を除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者
以外の企業をいう。以下この項において同じ。）が所有している中小企業等
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小
企業等
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中
小企業等

2 この要綱において「賃上げ」とは、中小企業等が雇用する労働者の基本給単価を引き
上げることという。

3 この要綱において「基本給単価」とは、中小企業等が雇用する労働者に対し支払うべ
き基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。
）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。

3 この要綱において「正規雇用労働者」とは、期間の定めのない契約により雇用される労働者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）又は船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく医療保険の被保険者であること。

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険の被保険者であること。

（奨励金の給付対象者）

第3条 奨励金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 法人にあつては、市内に本社又は本店を有すること。

(3) 個人事業主にあつては、代表者が市内に住所を有し、かつ、事業所を市内に有すること。

(4) 過去に奨励金の給付の決定を受けていないこと。

(5) 同一の賃上げを目的とする補助金、交付金その他の公的給付を他の公的機関等から受けていないこと。

(6) 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っていないこと。

(7) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っていないこと。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項までに定める営業を行っていないこと。

(9) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のないこと。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のないこと。

（奨励金の給付要件）

第4条 市は、正規雇用労働者にあつては2.5パーセント以上、正規雇用労働者以外の労働者にあつては7パーセント以上の賃上げ率の賃上げを行い、かつ、令和6年1月1

日から同年10月31日までの間に、当該賃上げ後の基本給単価を使用して計算された最初の賃金を支給した市内の中小企業等に対し、奨励金を給付するものとする。

2 前項の賃上げ率は、賃上げ前後の基本給単価の差額を賃上げ前の基本給単価の額で除して算定するものとする。

3 第1項に規定する賃上げの対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、市内に住所を有する者であつて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者でなければならない。

（奨励金の額等）

第5条 奨励金の額は1の対象労働者につき5万円とし、その上限は1の給付対象者につき50万円とする。

（給付の申請）

第6条 奨励金の給付を受けようとする給付対象者は、市長が別に定める受付期間の末日までに、松山市賃上げ応援奨励金給付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 賃上げ率算定表（様式第2号）

(2) 対象労働者に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し

(3) 対象労働者に係る賃金台帳その他の賃上げ前後の基本給単価が分かる書類の写し

(4) 対象労働者が正規雇用労働者以外の労働者であるときは、当該対象労働者に係る雇用保険加入証明書の写し

(5) 誓約書（様式第3号）

(6) 市税を滞納していないことを証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

（給付の決定）

第7条 市長は、前条の給付申請書兼請求書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、市長が別に定める受付期間後に、必要な条件を付して奨励金の給付を決定するものとする。ただし、当該受付期間における給付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、抽選により奨励金の給付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の給付を決定したときは、給付対象者にその旨を松山市賃上げ応援奨励金給付決定通知書（様式第4号）により通知し、通知後は、速やかに奨励金を給付するものとする。

(返還等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による給付の決定を受けた給付対象者（以下「給付事業者」という。）が、虚偽その他不正な申請により奨励金の給付を受けたとき又は規則第12条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該奨励金に係る給付の決定を取り消し、既に給付した奨励金の返還を命じることができる。

2 給付事業者は、前項の規定により返還すべき奨励金があるときは、規則第13条の規定により加算金及び延滞金を支払わなければならない。

(公表)

第9条 市長は、給付事業者が、前条第1項の規定により奨励金の返還を命じられたときは、当該給付事業者の事業者名、申請内容等の情報を公表することができる。

(届出義務の免除)

第10条 規則第8条ただし書の規定により、奨励金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(関連書類の保管等)

第11条 給付事業者は、奨励金に関する証拠書類を、第7条第1項の規定による給付の決定を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間、市長から求めがあったときは、いつでも確認できるよう保存しておかななければならない。

(調査)

第12条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、給付対象者の申請の内容等について調査を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。